

令和8年度二地域居住体験プログラム運営業務委託仕様書

1. 件名

令和8年度二地域居住体験プログラム運営業務委託

2. 本業務の目的

国全体において人口減少・高齢化が進展し、本市においても生産年齢人口の減少と高齢化の上昇が続くことが予測される中、地域の担い手を確保して地域経済を支え活発な地域活動を維持することは持続可能な街づくりを継続していく上で不可欠な課題である。特に地域経済の要となる生産年齢人口の急激な減少を和らげるため多角的な方策を講じていく中で、大都市圏からの人の流れを創出することは重要な目標の一つであると言える。

本業務では、地域社会と連携した働き方を模索し二地域居住を検討する、県外大都市圏のビジネス層やテレワーカー等ビジネススキルと人的ネットワークを持つ人材を対象に、本市での働き方や活動を体験し地域社会との関係性を深めるプログラムを提供し本市の魅力アピールすることで、関係人口を創出し地域経済や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。ひいては、地域社会の担い手不足が課題となりつつある本市において散発的な滞在に留まらず、地域社会との関係性を長期に保ち、市内企業での副業や地域コミュニティの活動に継続的に参画する人材(濃い関係人口)を創出することをめざす。

3. 提案上限額

2,904,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模(業務量)を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

5. 業務内容

受注者は、本市の地域資源を活用し、以下の業務を遂行すること。

(1) ターゲット・募集連携

- ・ 首都圏等県外都市部のビジネスパーソン、フリーランス、経営者等をターゲット

トとし、ターゲット層に訴求するテーマ設定の体験プログラムを企画して受入を行うこと。各回で異なるテーマを設定し、いずれも地域企業／団体との連携を前提としたものとする。

- ・ 別途市が委託するプロモーション事業者と連携し、効果的な集客・受入体制を構築すること。

(2) プログラム開発・実施

- ・ 市内施設を拠点とし、本市での働き方や活動を体験しつつ、市内事業者／活動団体等との交流を交えて参加者と地域社会の関係性を深め、本市の魅力をアピールする内容を含むプログラムを企画・運営すること。
- ・ 体験プログラム実施前後を含め、交流を設定した市内事業者／活動団体と長期的な関係性の構築をサポートする取り組みを盛り込むこと。
- ・ 計 3 回以上（各回 8～10 名程度、計 25 名程度）の体験プログラムを実施、いずれも 1 泊以上の行程を設定して企画すること。
- ・ 市の指定する、各種手配及び事務局運営を行うプロモーション委託事業者と密に連携し、円滑な運営を行うこと。

(3) 費用負担

- ・ 受注者が負担するもの（委託料範囲内）：プログラム開発費、現地アテンド費、交流会費、会場使用料、現地プロモーション支援費等。
- ・ 参加者が負担するもの：「古賀市までの旅費・交通費（航空券代等）」、「宿泊費（滞在費）」及び個人的な飲食費。

※本業務においては、参加者の経済的自立性と意欲を確認するため、古賀市までの移動費及び滞在費は受益者負担とすること。（ただし、本業務の委託事業者及び本業務について連携するプロモーション事業者による、当該事業を対象とした割引制度等の適用はこれを妨げない。）

(4) 広報及び効果測定

- ・ 本業務の取組について、本業務について連携するプロモーション事業者と連動した現地発信を行うこと。
- ・ 参加者に対し、参加したプログラムへの満足度や古賀市への印象の変化、今後の二地域居住への意向や属性等を調査するアンケートを実施し、データを収集すること。参加者の負担を考慮して、本事業について連携するプロモーション事業者の担当領域に関するアンケートも本業務の委託事業者が一元的に実施するものとし、データやアンケート結果の共有についてはプロモーション事業者と連携して行うこと。
- ・ 体験プログラムに参加した地域企業／団体からのフィードバックをアンケートとして取得すること。必要に応じて参加者へのアンケート同様、プロモーション事業者と連携して実施すること。

6. 履行場所

古賀市内

7. 業務達成目標

(1) 指定のターゲット層に訴求する二地域居住体験プログラムの実施

開催3回以上、各回8人以上もしくは計25人以上（ただし体験参加者同士の交流の観点から1回の実施人数は目標として5人を下回らないものとする）

(2) 体験プログラム及び二地域居住に関する広報活動としての活動実績の発信

各回1回以上（必要に応じプロモーション事業者と連携の上、次回以降の体験プログラムの集客及び古賀市への二地域居住検討に際して効果的なPRとなるように実施すること）

(3) 体験プログラムについての満足度目標とアンケートの実施

参加者及び地域企業／団体からの満足度や、地域社会との関係構築の達成実績として以下の数値を満たすことを目標に体験プログラムを企画し、各回終了後にアンケートを実施して結果を測定すること。

- ・ 参加者の古賀市に関する満足度：80%以上

アンケートにおいて「古賀市への印象が向上した」「今後も二地域居住等で関わりたい」などの肯定的な回答をした参加者の割合。

- ・ 地域との関係構築数（短期）：延べ25件

プログラム中や直後の連絡先交換、次回相談の約束などの件数。※参加者1人が複数の市内事業者・地域住民と繋がりを持った場合、それぞれを合算した「延べ件数」として測定する。

- ・ 地域との関係構築数（中長期）：5件

プログラム終了後、実際に市内企業や団体等での副業や協業の開始、または継続参画する合意など、具体的な行動・定着に至った件数。

- ・ プログラムに参加した地域企業／団体の、体験プログラム及びプログラム運営等に対する満足度：80%以上。

アンケートにおいて「自社（団体）の事業に必要なスキルを持つ人材との関係構築ができた」「来年度以降も同様の取り組みがあれば参加したい」などの肯定的な回答をした企業／団体の割合。

※本目標は事業成果を測る指標であり、未達成をもって直ちに契約不履行とするものではないが、達成に向けた最大限の努力と未達成時の要因分析を求める。

8. 成果品

(1) 業務実績報告書（簡易製本1部、データ）

報告書には、少なくとも以下の事項を記載すること。

- ・ 二地域居住体験プログラムの開催回数、各回参加者数、関係構築数（実績）
- ・ 体験プログラム各回の実施内容報告
- ・ 体験プログラム参加者及び体験プログラムに参加した地域企業／団体に対して実施したアンケートの結果と、その分析
- ・ 業務の成果評価及び、今後の古賀市における展開についての提案

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

(2) その他、業務実施にかかる資料一式

※提出については、別途指示する日までとする。

9. 納入場所

古賀市総務部経営戦略課

10. その他注意事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

11. 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係 渡邊・中田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-405-0111／FAX：092-942-3758

E-mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp